

議案第103号

南あわじ市灘黒岩水仙郷条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市灘黒岩水仙郷条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年11月21日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市灘黒岩水仙郷条例の一部を改正する条例

南あわじ市灘黒岩水仙郷条例（平成 17 年南あわじ市条例第 134 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 4 条、第 10 条関係）

区分	入園料（1 人 1 回につき）
大人	600 円
小人	300 円

備考

- 1 15 人以上の入園は 1 割引、100 人以上の入園は 2 割引とする。
- 2 小人は小中学生とし、幼児以下は無料とする。

附 則

この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

南あわじ市灘黒岩水仙郷条例新旧対照表

現 行			改 正 案		備 考
別表（第4条、第10条関係）			別表（第4条、第10条関係）		
区分	基本入園料		区分	入園料（1人1回につき）	
	1回	団体割引	大人	600円	
大人	円	(15人以上1割引)	小人	300円	
	1人につき 500	(100人以上2割引)	備考		
小人	1人につき 300		1 15人以上の入園は1割引、100人以上の入園は2割引とする。		
備考 小人は、小中学生とし、幼児以下は、無料とする。			2 小人は小中学生とし、幼児以下は無料とする。		

議案第104号

南あわじ市淡路ファームパークイングランドの丘条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市淡路ファームパークイングランドの丘条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年11月21日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市淡路ファームパークイングランドの丘条例の一部を改正する条例

南あわじ市淡路ファームパークイングランドの丘条例(平成 17 年南あわじ市条例第 146 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項を次のように改める。

農業公園の開園時間は、午前 9 時 30 分から午後 5 時までとする。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 (第 12 条、第 18 条関係)

区分	入園料 (1 人 1 回につき)
大人	1,000 円
小人	500 円

備考

- 1 大人とは、15 歳以上の者 (中学生を除く。)をいう。
- 2 小人とは、4 歳から中学生までの者をいう。

別表第 2 (第 13 条、第 18 条関係)

施設名	室名	使用料
農林漁業体験施設	体験実習室	45,000 円
	体験準備室	5,000 円
	実習準備室	6,000 円
	展示室	4,000 円
フラワーホール	体験教室 1	10,000 円
	体験教室 2	10,000 円
	工作室	6,000 円

備考 農林漁業体験施設及びフラワーホールの各室使用料は、1 日 1 室当たりの額とする。

附 則

この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市淡路ファームパークイングランドの丘条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考																																										
<p>第1条～第4条 略 (開園時間等)</p> <p>第5条 農業公園の開園時間は、午前9時から午後6時までとする。 ただし、12月1日から翌年2月末日までの間は、午前9時から午後5時までとする。</p> <p>2 略</p> <p>第6条～第19条 略</p> <p>別表第1 (第12条、第18条関係)</p> <table border="1" data-bbox="241 687 1010 970"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>入園料(1人1回につき)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>円 800</td> <td>1 「大人」とは、中学生以上をいう。</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>400</td> <td>2 「小人」とは、4歳から小学生までをいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第13条、第18条関係)</p> <table border="1" data-bbox="241 1034 1010 1321"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">農林漁業体験施設</td> <td>体験実習室</td> <td>1日1室につき 円 45,000</td> </tr> <tr> <td>体験準備室</td> <td>// 5,000</td> </tr> <tr> <td>実習準備室</td> <td>// 6,000</td> </tr> <tr> <td>展示室</td> <td>// 4,000</td> </tr> </tbody> </table>	区分	入園料(1人1回につき)	備考	大人	円 800	1 「大人」とは、中学生以上をいう。	小人	400	2 「小人」とは、4歳から小学生までをいう。	区分	使用料	備考	農林漁業体験施設	体験実習室	1日1室につき 円 45,000	体験準備室	// 5,000	実習準備室	// 6,000	展示室	// 4,000	<p>第1条～第4条 略 (開園時間等)</p> <p>第5条 農業公園の開園時間は、午前9時30分から午後5時までとする。</p> <p>2 略</p> <p>第6条～第19条 略</p> <p>別表第1 (第12条、第18条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1099 687 1877 831"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>入園料(1人1回につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 大人とは、15歳以上の者(中学生を除く。)をいう。 2 小人とは、4歳から中学生までの者をいう。</p> <p>別表第2 (第13条、第18条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1099 1034 1877 1337"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>室名</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">農林漁業体験施設</td> <td>体験実習室</td> <td>45,000円</td> </tr> <tr> <td>体験準備室</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>実習準備室</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>展示室</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>フラワーホール</td> <td>体験教室1</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	入園料(1人1回につき)	大人	1,000円	小人	500円	施設名	室名	使用料	農林漁業体験施設	体験実習室	45,000円	体験準備室	5,000円	実習準備室	6,000円	展示室	4,000円	フラワーホール	体験教室1	10,000円	
区分	入園料(1人1回につき)	備考																																										
大人	円 800	1 「大人」とは、中学生以上をいう。																																										
小人	400	2 「小人」とは、4歳から小学生までをいう。																																										
区分	使用料	備考																																										
農林漁業体験施設	体験実習室	1日1室につき 円 45,000																																										
	体験準備室	// 5,000																																										
	実習準備室	// 6,000																																										
	展示室	// 4,000																																										
	区分	入園料(1人1回につき)																																										
大人	1,000円																																											
小人	500円																																											
施設名	室名	使用料																																										
農林漁業体験施設	体験実習室	45,000円																																										
	体験準備室	5,000円																																										
	実習準備室	6,000円																																										
	展示室	4,000円																																										
フラワーホール	体験教室1	10,000円																																										

フラワーホール	体験教室 1	//	10,000
	体験教室 2	//	10,000
	工作室	//	6,000
総合交流ターミナル	農畜産物直売所	—	農畜産物 販売額の2 0%

	体験教室 2	10,000円
	工作室	6,000円

備考 農林漁業体験施設及びフラワーホールの各室使用料は、1日1室当たりの額とする。

議案第105号

南あわじ市農業共済条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市農業共済条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年11月21日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市農業共済条例の一部を改正する条例

南あわじ市農業共済条例（平成 30 年南あわじ市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「農業共済資格団体」の次に「(法第 20 条第 2 項に規定する農業共済団体をいう。以下同じ。)」を加え、「家畜共済にあつては譲受人の住所が兵庫県の区域外にある場合、家畜を兵庫県の区域外において飼養し、若しくは飼養しようとする場合、承諾の申請につき第 51 条第 1 号、第 2 号若しくは第 5 号に掲げる事由がある場合又は譲受人と市との間に譲渡人の包括共済関係と同じ種類の共済関係が存している場合、農作物共済、果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済にあつては譲受人の住所が兵庫県の区域外にある場合」を「正当な理由がある場合」に改める。

第 31 条の表中第 1 欄に掲げるその他の麦について共済方式から削る。

第 32 条第 1 項中「2 分の 1 に相当する金額」及び同条第 2 項中「乗じて得た金額」の次に「(加入者負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合にあっては、当該金額及び当該補助金の金額)」を加え、同条第 3 項を削り、同条第 4 項中「前 3 項」を「前 2 項」に改め、同項を第 3 項とする。

第 38 条第 4 項第 1 号の表中「全損耕地支払割合」を「全損耕地支払開始割合」に改め、同項第 2 号の表中「半損耕地支払割合」を「半損耕地支払開始割合」に改める。

第 41 条第 5 号中「第 27 条第 1 項第 2 号から第 5 号まで」を「次」に改め、同号に次のように加える。

ア 共済目的の種類

イ 第 27 条第 1 項第 3 号に掲げる事項

ウ 共済関係について災害収入方式を選択する場合にあっては、当該共済関係に係る農作物に係る収穫物の出荷計画

第 53 条中「育成肥育馬」を「育成・肥育馬」に改める。

第 59 条第 5 号中「現に飼養していた」を「当該申込みに係る」に、「で当該

申込みに係るもののうちに疾病にかかり、若しくは傷害を受けていたもの又は疾病若しくは傷害の原因が生じていたものがあつた場合において」を「に関する次に掲げる事項又は事実につき」に改め、同号に次のように加える。

ア 第 50 条第 1 項第 3 号に掲げる事項

イ 申込みの際現に飼養している家畜の頭数

ウ 申込みの際現に飼養している家畜で当該申込みに係るもののうちに疾病にかかり、若しくは傷害を受けているものがあること又は疾病若しくは傷害の原因が生じているものがあること。

第 63 条に次の 1 項を加える。

2 市は、第 51 条第 2 号に掲げる事由が生じた場合には、家畜共済の共済関係を解除するものとする。

第 65 条第 2 項中「又は」を「若しくは」に、「違反したとき」の次に「又は第 70 条第 3 項若しくは第 4 項若しくは第 80 条第 3 項若しくは第 4 項の第 1 回目の加入者負担共済掛金の納期限までに当該共済掛金が納付されなかつたとき」を加え、「家畜共済の」を削る。

第 68 条中「その農林水産大臣の定める金額」の次に「(加入者負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合にあつては、当該金額及び当該補助金の金額)」を加え、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 82 条中「乗じて得た金額」の次に「(1 年に満たない共済掛金期間にあつては、当該金額に施行規則第 3 条第 3 項第 2 号の農林水産大臣が定める係数を乗じて得た金額)」を加える。

第 84 条の表を次のように改める。

共済掛金 = 共済金額 × 共済掛金率

第 105 条第 1 項中「第 90 条第 1 項第 2 号から第 5 号まで」を「次」に改め、同項に次のように加える。

ア 共済目的の種類

イ 第 90 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項

ウ 収穫共済の共済関係について全相殺減収方式、全相殺品質方式又は災害

収入共済方式を選択する場合にあっては、当該共済関係に係る果樹に係る果実の出荷計画

第 111 条第 6 号中「法第 20 条第 1 項第 5 号」を「法第 20 条第 1 項第 4 号」に、「農作物を行うことを目的とする」を「者のみが構成員となっている」に改める。

第 118 条の見出し中「選択」を「選択方法」に改める。

第 119 条第 1 項中「相当する金額」の次に「(加入者負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合にあっては、当該金額及び当該補助金の金額)」を加え、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を第 2 項とする。

第 127 条第 1 項第 4 号中「第 114 条第 1 項第 2 号から第 5 号まで」を「次」に改め、同号に次のように加える。

ア 共済目的の種類

イ 第 114 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項

第 133 条第 2 項中「園芸施設共済の共済関係は」を削り、「かかわらず」を「よる申込は」に、「を園芸施設共済に付することを申し込み、市がこれを承諾することによって成立」を「について」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(5) 当該特定園芸施設が他の損害保険等に付されており、かつ、園芸施設共済資格者が当該特定園芸施設につき共済関係を成立させない旨の申出をしたこと。

第 136 条中「第 133 条第 2 項各号」を「第 133 条第 2 項第 1 号から第 4 号まで」に改める。

第 148 条第 3 項第 2 号中「撤去費用額に係る当該特定園芸施設」を削る。

附則第 11 項を附則第 13 項とし、附則第 3 項から附則第 10 項までを 2 項ずつ繰り下げ、附則第 2 項の次に次の 2 項を加える。

3 平成 31 年 1 月 1 日以後に共済責任が始まる家畜共済の共済関係について、市が家畜共済加入者との協議により特定の家畜共済の共済関係について特定の日に共済責任が始まる旨を定めたときは、第 55 条の規定にかかわらず、当該共済関係に係る共済責任は、その特定の日から始まる。ただし、包括共済家畜区分に属する家畜（群単位肉豚を除く。）であって、その日以後飼養する

に至ったものにあつては、その飼養するに至った時から始まる。

- 4 前項の共済関係に係る共済掛金の支払（分割支払をする場合にあつては、第1回目の支払）は、前項の特定の日から2週間以内にしなければならない。この場合において、第65条第2項の規定を準用するものとする。

附 則

この条例は、兵庫県知事の認可のあつた日から施行する。

南あわじ市農業共済条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第11条 略 (共済関係に関する権利義務の継承)</p> <p>第12条 共済目的の譲受人(農業共済資格団体の構成員が共済目的を譲り受けた場合にあつては、当該農業共済資格団体。以下この条において同じ。)は、市の承諾を受けて、共済関係に関し譲渡人(農業共済資格団体の構成員が共済目的を譲り渡した場合にあつては、当該農業共済資格団体)の有する権利義務を承継することができる。この場合において、<u>家畜共済にあつては譲受人の住所が兵庫県の区域外にある場合、家畜を兵庫県の区域外において飼養し、若しくは飼養しようとする場合、承諾の申請につき第51条第1号、第2号若しくは第5号に掲げる事由がある場合又は譲受人と市との間に譲渡人の包括共済関係と同じ種類の共済関係が存している場合、農作物共済、果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済にあつては譲受人の住所が兵庫県の区域外にある場合には、市は、承諾を拒むものとする。</u></p> <p>2～6 略</p> <p>第13条～第30条 略 (引受方式の選択方法)</p> <p>第31条 水稻及び麦に係る農作物共済の引受方式を選択するときは、次の表の第1欄に掲げる共済目的の種類(麦にあつては、同欄に定める区分)につき、同表の第2欄に掲げる区分のうち当該共済目的の種類の全てについて地域インデックス方式以外の引受方式を選択するときは第1区分、当該共済目的の種類の全部又は一部について地域イン</p>	<p>第1条～第11条 略 (共済関係に関する権利義務の継承)</p> <p>第12条 共済目的の譲受人(農業共済資格団体(法第20条第2項に規定する農業共済団体という。以下同じ。))の構成員が共済目的を譲り受けた場合にあつては、当該農業共済資格団体。以下この条において同じ。)は、市の承諾を受けて、共済関係に関し譲渡人(農業共済資格団体の構成員が共済目的を譲り渡した場合にあつては、当該農業共済資格団体)の有する権利義務を承継することができる。この場合において、<u>正当な理由がある場合には、市は、承諾を拒むものとする。</u></p> <p>2～6 略</p> <p>第13条～第30条 略 (引受方式の選択方法)</p> <p>第31条 水稻及び麦に係る農作物共済の引受方式を選択するときは、次の表の第1欄に掲げる共済目的の種類(麦にあつては、同欄に定める区分)につき、同表の第2欄に掲げる区分のうち当該共済目的の種類の全てについて地域インデックス方式以外の引受方式を選択するときは第1区分、当該共済目的の種類の全部又は一部について地域イン</p>	

デックス方式を選択するときは第2区分に属する同表の第3欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の第4欄に掲げる引受方式のいずれかを選択するものとする。この場合において、全相殺方式にあつては全相殺方式資格者、災害収入共済方式にあつては災害収入共済方式資格者に限り選択できるものとする。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
水稻 略			
麦	小麦～裸麦 略		
その 他 の 麦	第1区 分	15 類	秋期に播種する その他の麦
			全相殺方式、半相殺方式、災害収入共済方式又は一筆方式

(加入者負担共済掛金の額及びその徴収の方法)

第32条 水稻に係る農作物共済に係る加入者負担共済掛金の金額は、類区分ごとに、第35条の規定により算定した農作物共済加入者が納付すべき共済掛金から、当該農作物共済加入者に係る共済金額に当該農作物共済加入者に係る農作物基準共済掛金率（法第137条第1項の基準共済掛金率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額の2分の1に相当する金額を差し引いて得た金額とする。

2 麦に係る農作物共済に係る加入者負担共済掛金の金額は、類区分ごとに、第35条の規定により算定した農作物共済加入者が納付すべき共済掛金から、当該農作物共済加入者に係る共済金額に当該農作物共済

デックス方式を選択するときは第2区分に属する同表の第3欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の第4欄に掲げる引受方式のいずれかを選択するものとする。この場合において、全相殺方式にあつては全相殺方式資格者、災害収入共済方式にあつては災害収入共済方式資格者に限り選択できるものとする。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
水稻 略			
麦	小麦～裸麦 略		

(加入者負担共済掛金の額及びその徴収の方法)

第32条 水稻に係る農作物共済に係る加入者負担共済掛金の金額は、類区分ごとに、第35条の規定により算定した農作物共済加入者が納付すべき共済掛金から、当該農作物共済加入者に係る共済金額に当該農作物共済加入者に係る農作物基準共済掛金率（法第137条第1項の基準共済掛金率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額の2分の1に相当する金額(加入者負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合にあっては、当該金額及び当該補助金の金額)を差し引いて得た金額とする。

2 麦に係る農作物共済に係る加入者負担共済掛金の金額は、類区分ごとに、第35条の規定により算定した農作物共済加入者が納付すべき共済掛金から、当該農作物共済加入者に係る共済金額に当該農作物共済

加入者に係る農作物基準共済掛金率及び農作物共済掛金国庫負担割合（法第10条第2項の農作物共済掛金国庫負担割合をいう。）を乗じて得た金額を差し引いて得た金額とする。

3 農作物共済に係る加入者負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合における当該補助金の交付を受ける農作物共済加入者に係る加入者負担共済掛金は、前2項の規定にかかわらず、前2項の規定により算出される金額から更に当該農作物共済加入者の当該共済目的の種類に係る当該補助金の金額を差し引いて得た金額とする。

4 第5条第4項の規定は、前3項の加入者負担共済掛金の徴収について準用する。

第33条～第37条 略

（共済金の支払額）

第38条 略

2・3 略

4 全相殺方式、半相殺方式又は地域インデックス方式において全損耕地（一筆半損特約をした共済関係にあつては、全損耕地及び半損耕地）がある場合における共済金は、第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 全損耕地がある場合（第3号の場合を除く。）にあつては、農作物共済加入者ごと及び類区分ごと（地域インデックス方式にあつては、農作物共済加入者ごと、統計単位地域ごと及び類区分ごと）に、次の式によって算定される金額と第1項の規定により算定される金額のいずれか大きい金額

加入者に係る農作物基準共済掛金率及び農作物共済掛金国庫負担割合（法第10条第2項の農作物共済掛金国庫負担割合をいう。）を乗じて得た金額（加入者負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合にあつては、当該金額及び当該補助金の金額）を差し引いて得た金額とする。

3 第5条第4項の規定は、前2項の加入者負担共済掛金の徴収について準用する。

第33条～第37条 略

（共済金の支払額）

第38条 略

2・3 略

4 全相殺方式、半相殺方式又は地域インデックス方式において全損耕地（一筆半損特約をした共済関係にあつては、全損耕地及び半損耕地）がある場合における共済金は、第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 全損耕地がある場合（第3号の場合を除く。）にあつては、農作物共済加入者ごと及び類区分ごと（地域インデックス方式にあつては、農作物共済加入者ごと、統計単位地域ごと及び類区分ごと）に、次の式によって算定される金額と第1項の規定により算定される金額のいずれか大きい金額

略

引受方式	補償割合	全損耕地支払割合
略		

(2) 半損耕地がある場合（一筆半損特約がある場合に限り、次号の場合を除く。）にあつては、農作物共済加入者ごと及び類区分ごと（地域インデックス方式にあつては、農作物共済加入者ごと、統計単位地域ごと及び類区分ごと）に、次の式によって算定される金額と第1項の規定により算定される金額のいずれか大きい金額

略

引受方式	補償割合	半損耕地支払割合
略		

(3) 略

第39条・第40条 略

（共済金の支払の免責等）

第41条 次の場合には、市は、共済金の全部又は一部につき、支払の責任を免れるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 農作物共済の申込みをした農作物共済資格者が、当該申込みの際、当該申込みに係る農作物に関する第27条第1項第2号から第5号までに掲げる事実又は事項につき、悪意又は重大な過失によつてこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき（市がこれを知

略

引受方式	補償割合	全損耕地支払開始割合
略		

(2) 半損耕地がある場合（一筆半損特約がある場合に限り、次号の場合を除く。）にあつては、農作物共済加入者ごと及び類区分ごと（地域インデックス方式にあつては、農作物共済加入者ごと、統計単位地域ごと及び類区分ごと）に、次の式によって算定される金額と第1項の規定により算定される金額のいずれか大きい金額

略

引受方式	補償割合	半損耕地支払開始割合
略		

(3) 略

第39条・第40条 略

（共済金の支払の免責等）

第41条 次の場合には、市は、共済金の全部又は一部につき、支払の責任を免れるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 農作物共済の申込みをした農作物共済資格者が、当該申込みの際、当該申込みに係る農作物に関する次に掲げる事実又は事項につき、悪意又は重大な過失によつてこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき（市がこれを知っていたとき及び過失によつてこ

っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。)

2・3 略

第42条～第52条 略

(共済事故の一部除外)

第53条 市との間に包括共済家畜区分(死廃)(群単位肉豚を除く。この条において同じ。)に係る死亡廃用共済の包括共済関係の存する者は、当該包括共済家畜区分(死廃)ごと及び共済掛金期間ごとに、当該共済掛金期間の開始する2週間前までに、市に対し、次の表の左欄に掲げる包括共済家畜区分(死廃)に応じ、同表の右欄に掲げるものを共済事故としない旨の申出をすることができる。

包括共済家畜区分 (死廃)	共済事故としないもの
搾乳牛、育成乳牛、 繁殖用雌馬、 <u>育成 肥育馬</u>	略
繁殖用雌牛、育 成・肥育牛、種豚	略
特定肉豚	略

れを知らなかったときを除く。)

ア 共済目的の種類

イ 第27条第1項第3号に掲げる事項

ウ 共済関係について災害収入方式を選択する場合にあっては、 当該共済関係に係る農作物に係る収穫物の出荷計画

2・3 略

第42条～第52条 略

(共済事故の一部除外)

第53条 市との間に包括共済家畜区分(死廃)(群単位肉豚を除く。この条において同じ。)に係る死亡廃用共済の包括共済関係の存する者は、当該包括共済家畜区分(死廃)ごと及び共済掛金期間ごとに、当該共済掛金期間の開始する2週間前までに、市に対し、次の表の左欄に掲げる包括共済家畜区分(死廃)に応じ、同表の右欄に掲げるものを共済事故としない旨の申出をすることができる。

包括共済家畜区分 (死廃)	共済事故としないもの
搾乳牛、育成乳牛、 繁殖用雌馬、 <u>育成・ 肥育馬</u>	略
繁殖用雌牛、育 成・肥育牛、種豚	略
特定肉豚	略

2 前項の申出は、その者に係る家畜の飼養に関する条件が、次の表の左欄に掲げる包括共済家畜区分（死廃）に応じ、同表の右欄に掲げる基準に適合するときに限り、することができる。

包括共済家畜区分（死廃）	基準
搾乳牛、育成乳牛	略
繁殖用雌牛、育成・肥育牛、繁殖用雌馬、 <u>育成肥育馬、種豚</u>	略
特定肉豚	略

3 略

第54条～第58条 略

（共済金の支払の免責）

第59条 次の場合には、市は、家畜共済に係る共済金の全部又は一部につき、支払の責任を免れるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 家畜共済の申込みをした家畜共済資格者が、当該申込みの際、現に飼養していた家畜で当該申込みに係るもののうちに疾病にかかり、若しくは傷害を受けていたもの又は疾病若しくは傷害の原因が生じていたものがあつた場合において、悪意若しくは重大な過失によってこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき（市がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。）。

2 前項の申出は、その者に係る家畜の飼養に関する条件が、次の表の左欄に掲げる包括共済家畜区分（死廃）に応じ、同表の右欄に掲げる基準に適合するときに限り、することができる。

包括共済家畜区分（死廃）	基準
搾乳牛、育成乳牛	略
繁殖用雌牛、育成・肥育牛、繁殖用雌馬、 <u>育成・肥育馬、種豚</u>	略
特定肉豚	略

3 略

第54条～第58条 略

（共済金の支払の免責）

第59条 次の場合には、市は、家畜共済に係る共済金の全部又は一部につき、支払の責任を免れるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 家畜共済の申込みをした家畜共済資格者が、当該申込みの際、当該申込みに係る家畜に関する次に掲げる事項又は事実につき、悪意若しくは重大な過失によってこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき（市がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。）。

ア 第50条第1項第3号に掲げる事項

(6)～(10) 略

第60条～第62条 略

(重大事由による解除)

第63条 略

第64条 略

(解除の効力)

第65条 略

2 第55条第2項に規定する場合であつて、第69条第1項又は第79条第1項の規定に違反したときは、当該家畜共済の共済関係は、その成立の時からその効力を失う。

3～5 略

第66条・第67条 略

(加入者負担共済掛金の金額及びその徴収方法)

第68条 死亡廃用共済に係る加入者負担共済掛金の金額は、第76条の規定により算定した家畜共済加入者が納付すべき共済掛金から、当該共済掛金の2分の1（豚に係るものにあつては、5分の2）に相当する金額（その金額が法第12条の農林水産大臣の定める金額を超える場合

イ 申込みの際現に飼養している家畜の頭数

ウ 申込みの際現に飼養している家畜で当該申込みに係るものうちに疾病にかかり、若しくは傷害を受けているものがあること又は疾病若しくは傷害の原因が生じているものがあること。

(6)～(10) 略

第60条～第62条 略

(重大事由による解除)

第63条 略

2 市は、第51条第2号に掲げる事由が生じた場合には、家畜共済の共済関係を解除するものとする。

第64条 略

(解除の効力)

第65条 略

2 第55条第2項に規定する場合であつて、第69条第1項若しくは第79条第1項の規定に違反したとき又は第70条第3項若しくは第4項若しくは第80条第3項若しくは第4項の第1回目の加入者負担共済掛金の納期限までに当該共済掛金が納付されなかつたときは、当該共済関係は、その成立の時からその効力を失う。

3～5 略

第66条・第67条 略

(加入者負担共済掛金の金額及びその徴収方法)

第68条 死亡廃用共済に係る加入者負担共済掛金の金額は、第76条の規定により算定した家畜共済加入者が納付すべき共済掛金から、当該共済掛金の2分の1（豚に係るものにあつては、5分の2）に相当する金額（その金額が法第12条の農林水産大臣の定める金額を超える場合

にあつては、その農林水産大臣の定める金額)を差し引いて得た金額とする。

2 死亡廃用共済に係る加入者負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合における当該補助金の交付を受ける家畜共済加入者に係る加入者負担共済掛金は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出される金額から更に当該家畜共済加入者に係る当該補助金の金額を差し引いて得た金額とする。

3 第5条第4項の規定は、前2項の納付について準用する。

第69条～第81条 略

(疾病傷害共済の支払限度額)

第82条 疾病傷害共済の支払限度額は、包括共済関係にあつては共済掛金期間の開始の時に於いて家畜共済加入者が現に飼養している当該包括共済関係に係る包括共済家畜区分(病傷)に属する家畜のその時における価額の合計額、個別共済関係にあつては共済目的たる家畜の共済掛金期間の開始の時に於ける価額(これらの金額が施行規則第109条の農林水産大臣が定める金額を超える場合にあつては、当該金額)に、同条の支払限度率を乗じて得た金額とする。

第83条 略

(共済掛金)

第84条 疾病傷害共済の共済掛金は、共済目的の種類ごとに、次の式によつて算定される金額とする。

にあつては、その農林水産大臣の定める金額) (加入者負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合にあつては、当該金額及び当該補助金の金額)を差し引いて得た金額とする。

2 第5条第4項の規定は、前項の納付について準用する。

第69条～第81条 略

(疾病傷害共済の支払限度額)

第82条 疾病傷害共済の支払限度額は、包括共済関係にあつては共済掛金期間の開始の時に於いて家畜共済加入者が現に飼養している当該包括共済関係に係る包括共済家畜区分(病傷)に属する家畜のその時における価額の合計額、個別共済関係にあつては共済目的たる家畜の共済掛金期間の開始の時に於ける価額(これらの金額が施行規則第109条の農林水産大臣が定める金額を超える場合にあつては、当該金額)に、同条の支払限度率を乗じて得た金額 (1年に満たない共済掛金期間にあつては、当該金額に施行規則第3条第3項第2号の農林水産大臣が定める係数を乗じて得た金額)とする。

第83条 略

(共済掛金)

第84条 疾病傷害共済の共済掛金は、共済目的の種類ごとに、次の式によつて算定される金額とする。

共済掛金＝共済金額×共済掛金率×短期係数（共済掛金期間
（月数）／12）

（注）共済掛金期間（月数）の1月未満の端数があるときは、
これを1月とする。

2 略

第85条～第104条 略

（共済金の支払の免責）

第105条 次の場合には、市は、共済金の全部又は一部につき、支払の責任を免れるものとする。

(1)～(3) 略

(4) 果樹共済の申込みをした果樹共済資格者が、当該申込みの際、当該申込みに係る果樹に関する第90条第1項第2号から第5号までに掲げる事実又は事項につき、悪意若しくは重大な過失によってこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき（市がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。）。

2～4 略

第106条～第110条 略

（定義）

第111条 略

(1)～(5) 略

共済掛金＝共済金額×共済掛金率

2 略

第85条～第104条 略

（共済金の支払の免責）

第105条 次の場合には、市は、共済金の全部又は一部につき、支払の責任を免れるものとする。

(1)～(3) 略

(4) 果樹共済の申込みをした果樹共済資格者が、当該申込みの際、当該申込みに係る果樹に関する次に掲げる事実又は事項につき、悪意若しくは重大な過失によってこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき（市がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。）。

ア 共済目的の種類

イ 第90条第1項第3号及び第4号に掲げる事項

ウ 収穫共済の共済関係について全相殺減収方式、全相殺品質方式又は災害収入共済方式を選択する場合にあっては、当該共済関係に係る果樹に係る果実の出荷計画

2～4 略

第106条～第110条 略

（定義）

第111条 略

(1)～(5) 略

(6) 畑作物共済資格団体 法第20条第1項第5号に規定する農作物を行うことを目的とする農業共済資格団体をいう。

(7)～(9) 略

第112条～第117条 略

(引受方式の選択)

第118条 略

(加入者負担共済掛金の金額及びその徴収方法)

第119条 畑作物共済に係る加入者負担共済掛金の金額は、類区分ごとに、第122条の規定により算定した畑作物共済加入者が納付すべき共済掛金から、当該畑作物共済加入者に係る共済金額に、当該畑作物共済加入者に係る畑作物基準共済掛金率（法第154条第1項の基準共済掛金率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額の100分の55に相当する金額を差し引いて得た金額とする。

2 畑作物共済に係る加入者負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合における当該補助金の交付を受ける畑作物共済加入者に係る加入者負担共済掛金は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算される金額から更に当該畑作物共済加入者の当該共済目的の種類に係る当該補助金の金額を差し引いて得た金額とする。

3 第5条第4項の規定は、前2項の加入者負担共済掛金の徴収について準用する。

第120条～第126条 略

(共済金の支払の免責等)

第127条 次の場合には、市は、共済金の全部又は一部につき、支払の

(6) 畑作物共済資格団体 法第20条第1項第4号に規定する者のみが構成員となっている農業共済資格団体をいう。

(7)～(9) 略

第112条～第117条 略

(引受方式の選択方法)

第118条 略

(加入者負担共済掛金の金額及びその徴収方法)

第119条 畑作物共済に係る加入者負担共済掛金の金額は、類区分ごとに、第122条の規定により算定した畑作物共済加入者が納付すべき共済掛金から、当該畑作物共済加入者に係る共済金額に、当該畑作物共済加入者に係る畑作物基準共済掛金率（法第154条第1項の基準共済掛金率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額の100分の55に相当する金額(加入者負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合にあっては、当該金額及び当該補助金の金額)を差し引いて得た金額とする。

2 第5条第4項の規定は、前項の加入者負担共済掛金の徴収について準用する。

第120条～第126条 略

(共済金の支払の免責等)

第127条 次の場合には、市は、共済金の全部又は一部につき、支払の

責任を免れるものとする。

(1)～(3) 略

(4) 畑作物共済の申込みをした畑作物共済資格者が、当該申込みの際、当該申込みに係る農作物に関する第114条第1項第2号から第5号までに掲げる事実又は事項につき、悪意若しくは重大な過失によってこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき（市がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。）。

2・3 略

第128条～第132条 略

(共済関係の成立)

第133条 略

2 次条第1項の園芸施設共済資格者が特定園芸施設の所有者であるときにおける園芸施設共済の共済関係は、前項の規定にかかわらず、その者が所有する特定園芸施設（次に掲げる事由に該当する特定園芸施設及び園芸施設共済に付した特定園芸施設を除く。）の全てを園芸施設共済に付することを申し込み、市がこれを承諾することによって成立するものとする。

(1)～(4) 略

第134条・第135条 略

責任を免れるものとする。

(1)～(3) 略

(4) 畑作物共済の申込みをした畑作物共済資格者が、当該申込みの際、当該申込みに係る農作物に関する次に掲げる事実又は事項につき、悪意若しくは重大な過失によってこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき（市がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。）。

ア 共済目的の種類

イ 第114条第1項第3号及び第4号に掲げる事項

2・3 略

第128条～第132条 略

(共済関係の成立)

第133条 略

2 次条第1項の園芸施設共済資格者が特定園芸施設の所有者であるときにおける前項の規定による申込みは、その者が所有する特定園芸施設（次に掲げる事由に該当する特定園芸施設及び園芸施設共済に付した特定園芸施設を除く。）の全てについてするものとする。

(1)～(4) 略

(5) 当該特定園芸施設が他の損害保険等に付されており、かつ、園芸施設共済資格者が当該特定園芸施設につき共済関係を成立させない旨の申出をしたこと。

第134条・第135条 略

(申込みの承諾を拒む場合)

第136条 市は、特定園芸施設を管理する園芸施設共済資格者から園芸施設共済の申込みがあった場合において、その者が共済事故による損害について当該特定園芸施設の所有者に対して原状回復義務を負っていないとき、当該申込みに係る特定園芸施設が第133条第2項各号に掲げる事由に該当するとき又は当該申込みに係る特定園芸施設が園芸施設共済に付された特定園芸施設であるときは、当該申込みの承諾を拒むことができるものとする。

第137条～第147条 略

(共済金の支払額)

第148条 略

2 略

3 前項の規定にかかわらず、次のいずれかの場合であって、第17条第10項の規定による通知に際して、同条第10項の規定による特定園芸施設撤去費用額に係る領収書又は請求書の提出があったときは、前項の規定により算定される金額に特定園芸施設撤去費用額を加えて得た金額により、第1項の損害の額を算定するものとする。

(1) 略

(2) 特定園芸施設撤去費用額に係る当該特定園芸施設（被覆物を除く。）の損害の割合が50パーセント（施行規則第157条第5号の表のガラス室Ⅰ類又はガラス室Ⅱ類の区分に属する特定園芸施設にあっては、35パーセント）を超える場合

4～9 略

第149条～第183条 略

(申込みの承諾を拒む場合)

第136条 市は、特定園芸施設を管理する園芸施設共済資格者から園芸施設共済の申込みがあった場合において、その者が共済事故による損害について当該特定園芸施設の所有者に対して原状回復義務を負っていないとき、当該申込みに係る特定園芸施設が第133条第2項第1号から第4号までに掲げる事由に該当するとき又は当該申込みに係る特定園芸施設が園芸施設共済に付された特定園芸施設であるときは、当該申込みの承諾を拒むことができるものとする。

第137条～第147条 略

(共済金の支払額)

第148条 略

2 略

3 前項の規定にかかわらず、次のいずれかの場合であって、第17条第10項の規定による通知に際して、同条第10項の規定による特定園芸施設撤去費用額に係る領収書又は請求書の提出があったときは、前項の規定により算定される金額に特定園芸施設撤去費用額を加えて得た金額により、第1項の損害の額を算定するものとする。

(1) 略

(2) 特定園芸施設（被覆物を除く。）の損害の割合が50パーセント（施行規則第157条第5号の表のガラス室Ⅰ類又はガラス室Ⅱ類の区分に属する特定園芸施設にあっては、35パーセント）を超える場合

4～9 略

第149条～第183条 略

附 則

1・2 略

3 略

4 略

5 略

6 略

7 略

8 略

9 略

10 略

11 略

附 則

1・2 略

3 平成31年1月1日以後に共済責任が始まる家畜共済の共済関係について、市が家畜共済加入者との協議により特定の家畜共済の共済関係について特定の日に共済責任が始まる旨を定めたときは、第55条の規定にかかわらず、当該共済関係に係る共済責任は、その特定の日から始まる。ただし、包括共済家畜区分に属する家畜（群単位肉豚を除く。）であって、その日以後飼養するに至ったものにあつては、その飼養するに至った時から始まる。

4 前項の共済関係に係る共済掛金の支払（分割支払をする場合にあっては、第1回目の支払）は、前項の特定の日から2週間以内にしなければならない。この場合において、第65条第2項の規定を準用するものとする。

5 略

6 略

7 略

8 略

9 略

10 略

11 略

12 略

13 略

議案第106号

南あわじ市土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例
制定について

南あわじ市土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

平成30年11月21日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

南あわじ市土地改良事業分担金等徴収条例（平成 17 年南あわじ市条例第 142 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 36 条の 2 第 1 項」を「第 36 条の 3 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市土地改良事業分担金等徴収条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第3項又は法第96条の4において準用する法第36条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、兵庫県営土地改良事業（以下「県営事業」という。）又は南あわじ市営土地改良事業（以下「市営事業」という。）に要する経費に係る分担金若しくは金銭、夫役又は現品（以下「分担金等」という。）並びに法第91条の2第1項若しくは第6項又は法第96条の4において準用する法第36条の2第1項に規定する特別徴収金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条以下 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第3項又は法第96条の4において準用する法第36条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、兵庫県営土地改良事業（以下「県営事業」という。）又は南あわじ市営土地改良事業（以下「市営事業」という。）に要する経費に係る分担金若しくは金銭、夫役又は現品（以下「分担金等」という。）並びに法第91条の2第1項若しくは第6項又は法第96条の4において準用する法第36条の3第1項に規定する特別徴収金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条以下 略</p>	